

令和2年度 第1回
長野市社会福祉審議会資料集

令和2年6月2日（火）

ふれあい福祉センター 5階 ホール

資料一覽

次第	1 ページ
委員名簿	2 ページ
資料 No 1	令和 3 年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について 3 ページ
資料 No 2	第四次長野市地域福祉計画の策定について 5 ページ
資料 No 3	第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画 （あんしんいきいきプラン 2 1）の策定について （別冊）
資料 No 4	老人憩の家の利用者負担の見直しについて 9 ページ
資料 No 5	第 2 次 長野市障害者基本計画・第 6 期 長野市障害福祉計画 ・第 2 期 長野市障害児福祉計画の策定について 13 ページ

【参考資料】

参考資料 1	社会福祉法（抜粋）	15 ページ
参考資料 2	長野市社会福祉審議会条例	16 ページ
参考資料 3	長野市社会福祉審議会運営要領	20 ページ
参考資料 4	長野市職員名簿	21 ページ

令和2年度 第1回 長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和2年6月2日（火）

午後1時30分から

場所：ふれあい福祉センター5階ホール

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副委員長の選出
- 5 諮問
- 6 議事
 - (1) 専門分科会委員等の指名
 - (2) 諮問事項
 - (ア) 令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について
 - (イ) 第四次長野市地域福祉計画の策定について
 - (ウ) 第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン21）の策定について
 - (3) 経過報告
 - (ア) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて（令和元年5月27日諮問）
 - (イ) 第2次 長野市障害者基本計画・第6期 長野市障害福祉計画
・第2期 長野市障害児福祉計画の策定について（令和2年2月3日諮問）
 - (4) その他
- 7 その他
- 8 閉会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

市議会議員 4人
 学識経験者 11人
 社会福祉関係者 12人
 計 27人

令和2年6月2日

選出区分	委員氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	北澤 哲也	長野市議会議員 福祉環境委員会 委員長	老人福祉	
	小泉 栄正	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	
	滝沢 真一	長野市議会 議員	障害者福祉	
	寺沢 さゆり	長野市議会 議員	児童福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	飯島富士雄	更級医師会 顧問	障害者福祉	
	小池 正志	長野県社会福祉士会 事務局長	老人福祉	
	小林 敏枝	松本大学 教授	障害者福祉	
	小林 久男	中条地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポートながの 支部長	障害者福祉	
	武田 るい子	清泉女学院短期大学 教授	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野市教育委員会 委員	児童福祉 民生委員審査	
	水口 崇	信州大学教育学部 准教授	児童福祉	
	宮澤 政彦	長野市医師会 会長	老人福祉	
	山岸 明浩	信州大学教育学部 教授	老人福祉	
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会 部会長	老人福祉	
	小林 和夫	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	近藤 定利	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	重野 美信	長野市放課後子ども総合プラン館長施設長会 会長	児童福祉	
	嶋田 直人	長野県高齢者福祉事業協会 副会長	地域福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長	地域福祉	
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 副会長	障害者福祉 民生委員審査	
	峰川 暁見	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	横地 克己	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	

令和3年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和2年6月2日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合わせて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ、平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

(1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

(2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

(3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
 - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
 - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

(4) 令和元年度

現行の保育所等保育料を据え置き

4 令和3年度の保育料（利用者負担）について

本年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

本市における来年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

令和2年度保育料基準額表

資料No 1-2

単位:円

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

(4)

表3

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0
D1	48,600円以上 90,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
ン
ナシ

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
 - 軽減額 ① 市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
- ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

第四次長野市地域福祉計画の 策定について

保健福祉部福祉政策課

1

1 計画の目的と計画策定の根拠

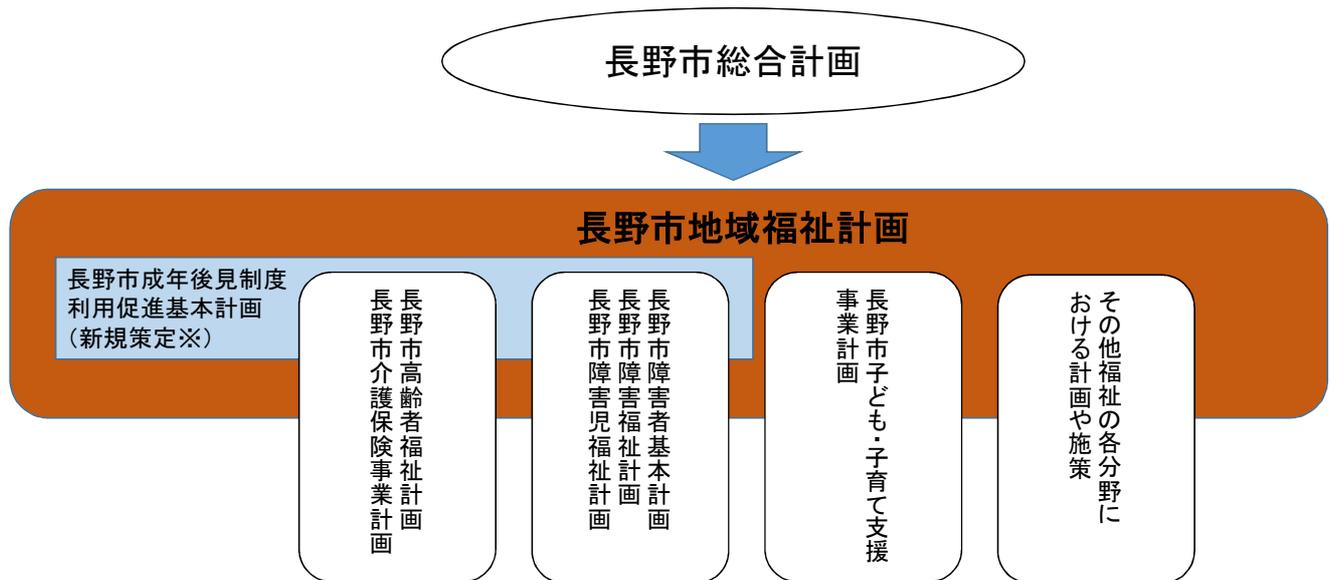
社会福祉法(平成30年(2018年)4月改正施行)第107条の規定に基づく、
地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画
平成28年度策定の第三次長野市地域福祉計画が令和3年度に終了する
ため、令和4年度を初年度とする「第四次長野市地域福祉計画」を策定す
るもの

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

3 計画の位置付け

2



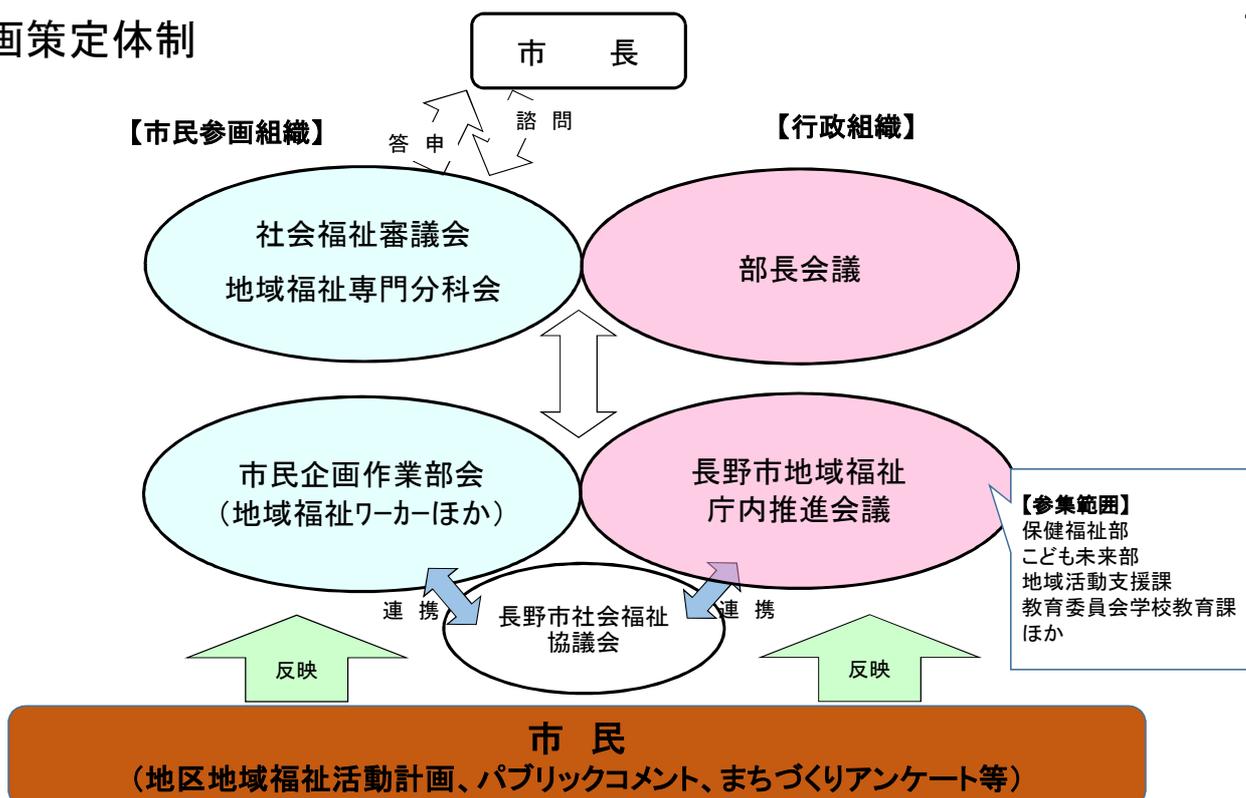
(※)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5施行)に基づき、第四次長野市地域福祉計画と一体的に策定
- ・次期「長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画」及び「長野市障害者基本計画」にも取組内容を記載

3

- ・長野市総合計画の施策を具体化する計画
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるための方向性を示すもの
- ・社会福祉法の改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する(第107条第1項第1号)、いわゆる「上位計画」として位置づけられる
- ・長野市成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定
※資料「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」を参照

4 計画策定体制



① 市民参加

- ・社会福祉法第107条第2項で「地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める」とされている
- ・地域福祉の推進には、地域住民の参加が前提であることから、地域福祉ワーカーを含む「市民企画作業部会」を組織し、課題の整理、計画骨子や素案の作成等の協議を行う

② 市民と行政との協働

- ・市民と行政の協働体制で計画策定に取り組む
- ・庁内関係課と長野市社会福祉協議会で長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、「市民企画作業部会」と連携を図る

老人憩の家の 利用者負担の見直し

老人憩の家の設置目的等

1 設置目的

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る。

2 位置付け

- (1) 昭和40年4月厚生省社会局長通知に基づく施設
- (2) 昭和45年4月開設の「松代老人憩の家」をはじめ、現在市内に計10施設設置されている。
(松代・石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・氷鮑・東北・若穂・東長野)
- (3) 利用者の範囲: 市内在住の60歳以上の者
(その他市長が特に認める者として障害者手帳所持者及び介助者等)

計画における方針・目標

3

あんしんいきいきプラン21

第八次高齢者福祉計画(平成30年度～令和2年度)

○利用者の安全確保のため、該当する施設の適切な維持改修を進めるとともに、公共施設マネジメント指針に沿って施設の統廃合を含めた見直しを検討します。

○平成29年度の利用料金変更後の利用状況を検証し、改めて利用者負担の見直しについて検討します。

利用料金の経過

4

昭和45年度から開設された老人憩の家は、厚生省社会局長通知に基づき設置され、通知では原則として無料とされているが、長野市では特別な設備として「浴室」を設けたため、実費として利用料金を徴収している。

- ・ 昭和45年度 ～ 無料
- ・ 昭和59年度 ～ 50円
- ・ 平成11年度 ～ 70円
- ・ 平成14年度 ～ 100円
- ・ 平成19年度 ～ 120円
- ・ 平成22年7月～ 150円
- ・ 平成29年7月～ 200円

直近の利用料金改定の経過

【平成22年7月】 150円に改定(*改定前120円)

コスト計算額 230円 ⇒ 改定上限額 180円 ⇒ **決定額 150円**
 (3年後の見直しが条件) (経済情勢等考慮)



【平成25年度】

・利用料金見直しは行わず、危険区域立地・老朽化施設の再編検討を優先



【平成29年7月】 200円に改定(7年間利用料金改定未実施)

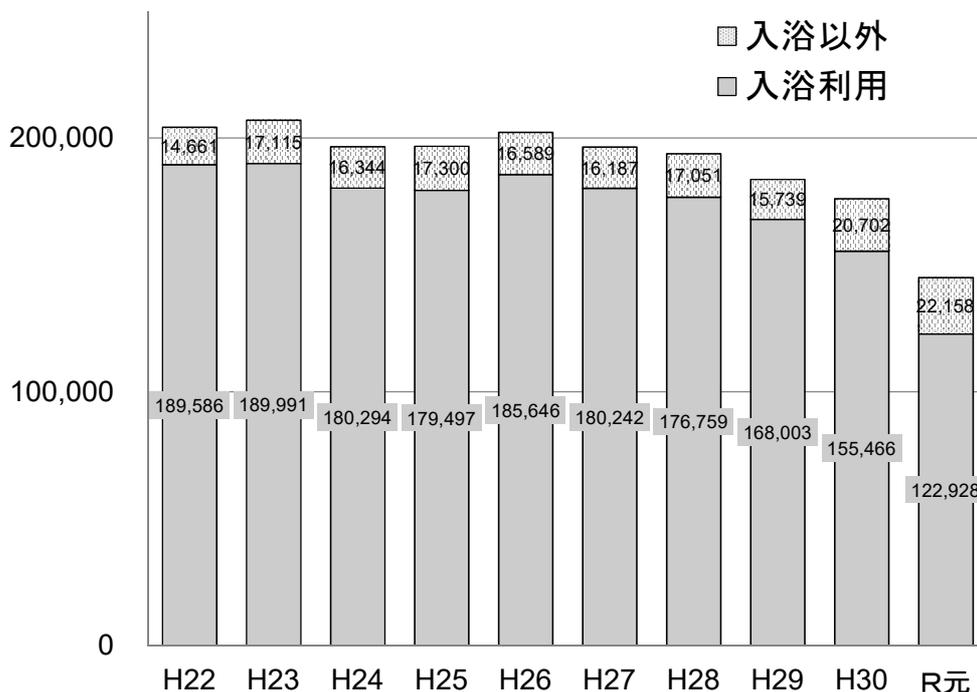
コスト計算額 227円 ⇒ 改定上限額 225円 ⇒ 提案額 220円
 ⇒ **決定額 200円**(負担緩和考慮)

(附帯意見) 改定後の利用状況を検証し、見直しの妥当性を確認した上で3年後に利用者負担の見直しの検討を行うこと



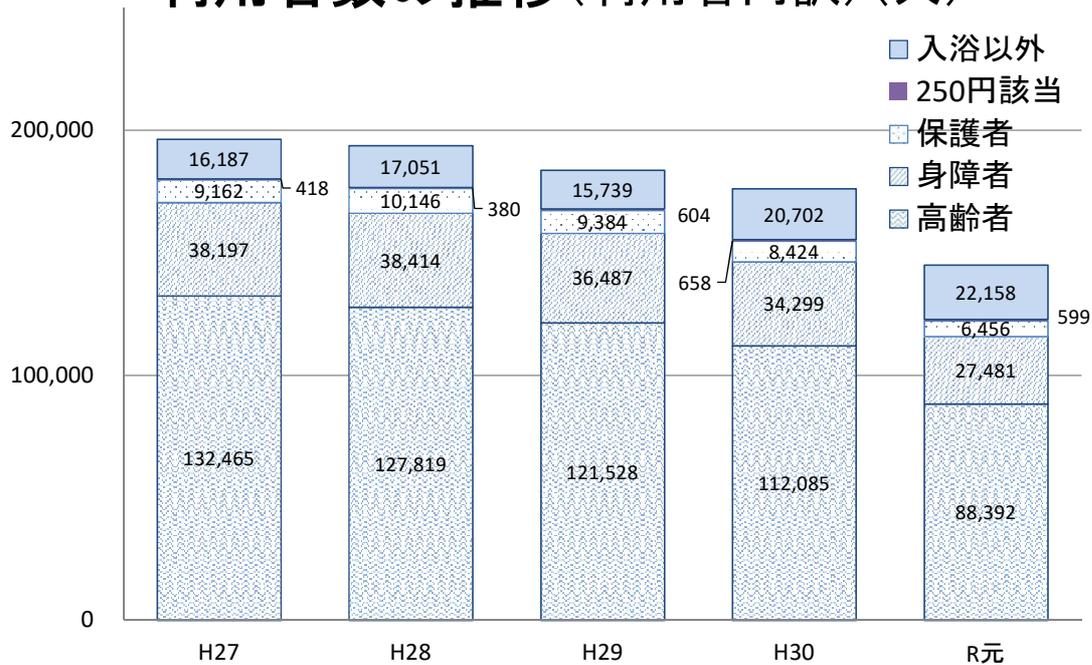
【令和元～2年度】 利用者負担の見直しの検討 (消費税増税など)

利用者数の推移 (入浴利用者とそれ以外)(人)



利用者数の推移(利用者内訳)(人)

7



【参考】 年間の利用料金収入(全10施設の合計額)

区分	H27	H28	H29	H30	R元
利用収入(円)	18,877,030	18,116,450	21,683,670	21,063,280	16,644,980

利用者負担の見直しスケジュール

8

年月	内容
令和元年 5月27日	・社会福祉審議会へ諮問 ・令和元年度第1回老人福祉専門分科会(諮問内容説明)
10月29日	《老人福祉専門分科会 開催中止》
令和2年 2月3日	・令和元年度第2回老人福祉専門分科会(令和2年度へ審議継続を決定)
6月2日	・令和2年度第1回老人福祉専門分科会(実態・分析報告)
8月	・令和2年度第2回老人福祉専門分科会(考え方の整理)
10月	・令和2年度第3回老人福祉専門分科会(答申案決定) ・社会福祉審議会から市長に答申
11月	・庁内合意
令和3年 3月	・条例改正
4月	・市民周知(4月~6月)
7月	・利用者負担見直し

第2次長野市障害者基本計画・第6期長野市障害福祉計画・第2期長野市障害児福祉計画の策定について

保健福祉部 障害福祉課

1 計画の目的と計画策定の根拠

- 長野市障害者基本計画
障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画(現行計画期間:平成23年度～令和2年度の10年間)
- 第5期長野市障害福祉計画
障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画
- 第1期長野市障害児福祉計画
児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(現行計画期間:平成30年度～令和2年度の3年間)



3つの計画が同時に終了することから一体化して策定

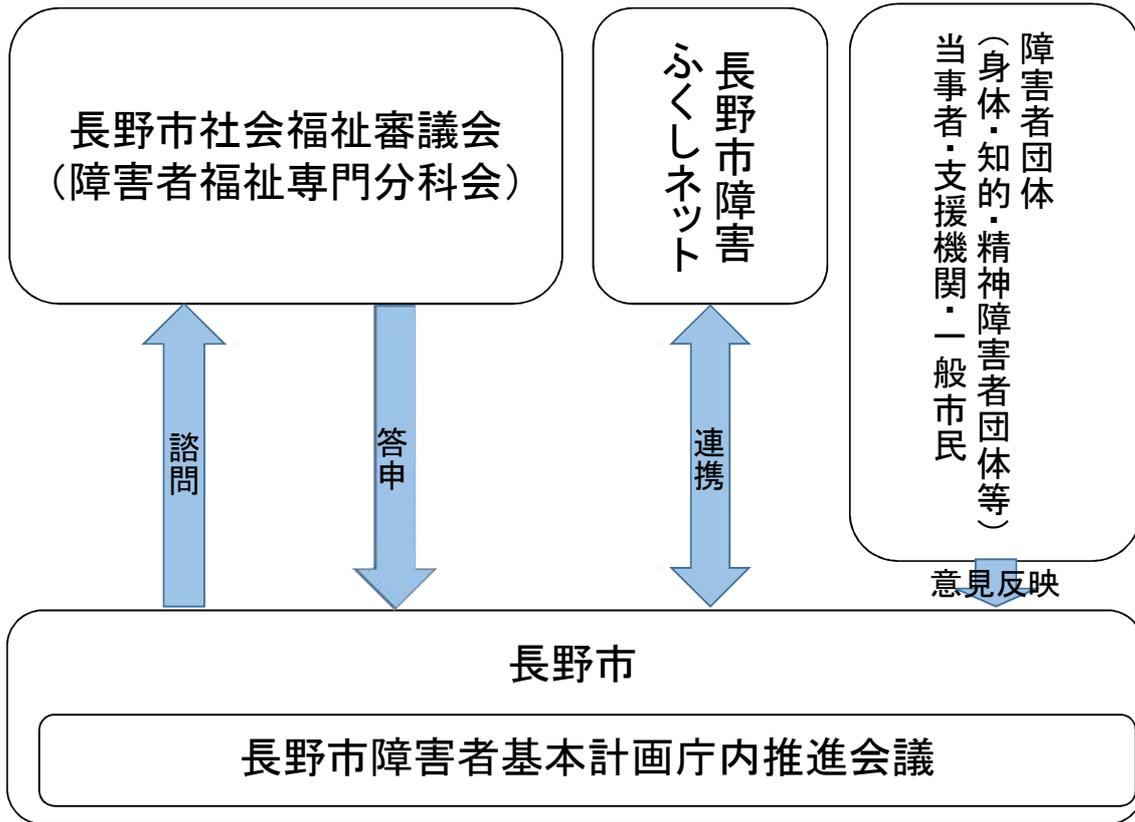
2 計画期間の変更

現行の長野市障害者基本計画は計画期間を10年間としているが、計画期間を3年間とする第6期長野市障害福祉計画、第2期長野市障害児福祉計画と終了時期を合わせるため、第2次長野市障害者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
市障害者基本計画	第1次										第2次					
市障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期									
市障害児福祉計画									第1期		第2期					
県障害者計画	長野県障がい者プラン2012						長野県障がい者プラン2018									
県障害福祉計画	第3期		第4期		第5期											
県障害児福祉計画									第1期							
国障害者基本計画	第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画									

3 計画の策定体制

3



4 計画策定のスケジュール

4

項目	令和元年度												令和2年度												2021年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
内容	各事業の評価検証 新規・廃止事業洗い出し												基本計画素案・障害福祉計画素案作成												計画施行
市長会議													○						○			○			
市議会																			○						○
社会福祉審議会	スケジュール・策定体制の説明		計画実施状況報告、アンケート案提示								諮問	基本計画素案		福祉計画素案・サービス量の見込						パブコメ案			答申		
障害者福祉専門分科会		○	○					中止			○		○							○				○	
庁内推進会議		○						中止			○	諮問、アンケート結果報告								○				○	
障害ふくしネット			○								○									○				○	

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

（委員）

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年 3月30日長野市条例第 3号

改正

平成12年 9月29日条例第49号

平成14年 3月29日条例第12号

平成17年 3月30日条例第10号

平成20年 3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年 9月30日条例第31号

平成27年 3月27日条例第10号

令和 2年 3月30日条例第 8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第 1 条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第 7 条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）

の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第 1 項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第 6 項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月28日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第8号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例（平成12年長野市条例第3号）第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和2年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	中 澤 和 彦	
こども未来部長	広 田 貴 代 美	
保健所長	小 林 良 清	
保健福祉部福祉政策課長	上 田 哲 夫	
保健福祉部生活支援課長	塚 田 昌 史	
保健福祉部高齢者活躍支援課長	依 田 元 一	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	花 立 勝 広	
保健福祉部介護保険課長	横 山 暁	
保健福祉部障害福祉課長	竹 本 好 司	
こども未来部こども政策課長	池 田 彰	
こども未来部子育て支援課長	河 西 公 志	
こども未来部保育・幼稚園課長	島 田 み ち 代	
保健福祉部保健所総務課長	今 井 剛	
保健福祉部保健所健康課長	峯 村 賢	